

姫路市

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等※1 (いずれかに該当するもの)	報告の 時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	ア 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> オ 建築物の階数が3以上で、客席部分※2の床面積の合計 ≥ 200 m <sup>2</sup>	3年ごと 令和8年 6月～ 12月
2	観覧場※4、公会堂又は 集会場	ア 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 建築物の階数が3以上で、客席部分※2の床面積の合計 ≥ 200 m <sup>2</sup>	
3	病院、診療所※5、老人ホーム又は児童福祉施設等※6	ア 床面積の合計 > 300 m <sup>2</sup> イ 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> オ 2階の部分※2 (病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計 ≥ 300 m <sup>2</sup>	3年ごと 令和9年 6月～ 12月
4	ホテル又は旅館	ア 床面積の合計 > 300 m <sup>2</sup> イ 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> オ 2階の部分※2の床面積の合計 ≥ 300 m <sup>2</sup>	
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎 (サ高住等※7を除く)	6階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup>	3年ごと 令和9年 6月～ 12月
6	共同住宅 (サービス付き高齢者向け住宅に限る。) 又は寄宿舎 (サ高住等※7に限る。)	ア 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> で地階※2の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> イ 建築物の階数が3以上で地階※2の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 3階以上の階※2の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 2階の部分※2の床面積の合計 ≥ 300 m <sup>2</sup>	

7	学校又は次のうち学校に付属するもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場）	ア 床面積の合計 $> 2,000 \text{ m}^2$ イ 床面積の合計 $> 200 \text{ m}^2$ で地階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$ エ 3階以上の階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$	3年ごと 令和10年 6月～ 12月
8	次のうち学校に付属しないもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場）	ア 床面積の合計 $\geq 2,000 \text{ m}^2$ ※3 イ 床面積の合計 $> 200 \text{ m}^2$ で地階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$ エ 3階以上の階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む）を営む店舗	ア 床面積の合計 $> 500 \text{ m}^2$ イ 床面積の合計 $> 200 \text{ m}^2$ で地階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$ エ 3階以上の階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$ オ 2階の部分※2の床面積の合計 $\geq 500 \text{ m}^2$	
10	事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ $100 \text{ m}^2$ を超えるもの（階数が5以上で延べ面積が $1,000 \text{ m}^2$ を超える建築物に限る。）	
※1 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。 ※2 当該部分が避難階である場合を除く。 ※3 床面積の合計が $2,000 \text{ m}^2$ で当該部分に避難階を含む場合を除く。 ※4 観覧場： 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。 ※5 診療所： 患者の収容施設があるものに限る。 ※6 児童福祉施設等： 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。 ※7 サ高住等： サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームをいう。			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備※1	
		用途に供する規模等※2 (いずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup>	毎年 6月～ 12月
2	観覧場※3、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup>	
3	病院、診療所※4、老人ホーム又は児童福祉施設等※5	ア 床面積の合計 > 300 m <sup>2</sup> イ 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup>	
4	ホテル又は旅館	ア 床面積の合計 > 300 m <sup>2</sup> イ 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup>	
5	博物館、美術館、図書館、ホール、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	ア 床面積の合計 > 2,000 m <sup>2</sup> イ 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup>	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	ア 床面積の合計 > 500 m <sup>2</sup> イ 床面積の合計 > 200 m <sup>2</sup> で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup> エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m <sup>2</sup>	
7	事務所その他これに類するもの	建築物と同様	
<p>※1 建築設備： [換気設備] 政令第112条第21の規定による特定防火設備で、<b>煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。</b> ： [排煙設備] 機械排煙に限る。 ： [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>※2 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。</p> <p>※3 観覧場： 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>※4 診療所： 患者の収容施設があるものに限る。</p> <p>※5 児童福祉施設等： 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告の時期
政令第16条第3項第2号に規定される建築物に設けられた、随時閉鎖式の防火設備 (外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。)	毎年 6月～ 12月

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、それぞれの棟ごとに報告してください。